

令和6年度海外販路開拓助成事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、一般社団法人山形県国際経済振興機構（以下「国際機構」という。）の一般会員（以下「会員」という。）に対し、会員が行う海外販路開拓・拡大に要する経費について、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付し、会員の海外ビジネス展開を促進することを目的とする。

(実施期間)

第2条 助成金の対象となる事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(対象事業等)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

2 助成事業の利用回数は特段の定めがある場合を除き、1会員について、年度中、加入口数を上限とする。

(交付の申請等)

第4条 申請者は、「海外販路開拓助成申請書兼請求書」（別記様式第1号）に必要書類を添付し、一般社団法人山形県国際経済振興機構会長（以下「会長」という。）へ提出する。

2 前項の申請書は、令和7年3月31日までに会長に提出しなければならない。

3 会長は、提出された申請書を審査し、適当と認められるときは、「助成金の交付決定」（別記様式第2号）を行う。

4 会長は、交付決定に当たり必要と認められるときは、申請者に対して必要書類の写し等の提出を求めることができる。

(為替レート)

第5条 助成金を決定する際、助成対象経費が外国通貨の場合で費用の換算レートの明記がない場合は、国際機構における審査日を基準に金融機関等が公表する換算レートを適用する。

(助成金の交付方法)

第6条 助成金は、第3条第2項に規定する助成金の決定後に交付するものとする。

ただし、令和6年度の国際機構会費納入後とする。

(雑則)

第7条 本要領に定めるほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

2 本要領に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

事業区分	助成対象経費	助成額	摘要
1 海外渡航費助成	海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、市場調査等へ参加するために渡航する場合の渡航費用	4万円又は実費のいずれか低い額	※ 自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業を目的とする渡航は対象としない。 ※ 会員1口あたり1名分までとする。
2 商談会・見本市等出展費助成	海外バイヤーが参加する国内外の商談会・見本市等（オンライン方式を含む）に出展する際に係る経費 ◆ブース出展料・装飾費・会場借上費 ◆機材・備品レンタル費 ◆通訳・商品説明員雇用費 ◆展示品輸送費（貨物保険料含む） ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額	※ 販売を主目的とする催事への出展は対象としない。 ※ 国際機構の事業により出展する場合で、国際機構が全部又は一部負担している費用は対象としない。 ※ 会員同士又は会員・非会員が共同出展する場合は当該会員の負担分を対象とする。 ※ 国内開催及びオンライン方式の商談会・見本市等の場合は、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限る。
3 越境 EC モール出店費助成	越境 EC モール又は国内企業の EC グローバルサービスへの新規出店、海外向け自社 EC サイトの構築又は多言語化に係る経費 ◆初期費用（出店料、登録料等） ◆翻訳料 ◆販促等のオプション利用料 ◆月額使用料（開始から6か月まで） ◆海外向け自社 EC サイト構築費（維持経費は除く） ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額	※ 出展開始（開設）日が要領第2条に定める期間内であること。 ※ 出店（開設）期間が6か月以上であること。 ※ 既出店の更新・再登録は対象としない。 ※ 国際機構の事業により出店する場合で、国際機構が全部又は一部負担している費用は対象としない。
4 販売促進ツール開発費助成	外国語版ホームページ、海外向け商品パッケージ作成、海外向け商品紹介パンフレット・商品 PR 映像・SNS 広告等作成に係る経費 ◆ホームページ作成費（維持経費は除く） ◆企画・デザイン料 ◆翻訳料 ◆試作費 ◆撮影費、編集費 ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額	※ 要領第2条に定める期間内に作成業者等に発注し、納品を受けること。 ※ 維持経費及び直接販売に係る費用（パッケージ印刷費、パンフレット印刷費等）は対象としない。

事業区分	助成対象経費	助成額	摘要
5 海外市場調査費等助成	海外取引を開始するために専門機関等による市場調査や信用調査等を行う場合に係る経費 ◆海外市場調査費 ◆海外企業信用調査費 ◆仕入先・販売先開拓調査費 ◆製造工程認証申請等に向けた事前調査費 ◆契約書の翻訳費 ◆通訳雇用費 ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額	※ 要領第2条に定める期間内に外部機関を利用して調査を実施し、調査結果を受領すること。
6 輸出仕向国の法規制対応費用助成	輸入事前登録制度に係る登録商品の輸送費、国際基準に基づく認証の取得費、法や要綱等に基づく成分分析等の検査費等 ◆輸入事前登録制度に係る登録商品の運送費 ◆登録手数料 ◆適合施設申請手数料 ◆成分分析等の検査費 ◆証明書発行手数料 ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額 ※上限額に達するまで複数回利用可	※ 要領第2条に定める期間内に申請を行い、受理されること。 ※ 施設及び設備の整備及び維持経費、更新のための経費は対象としない。 ※ 対象となる費用は、県内に所在する工場、店舗等に係るものに限る。 ※ 現地の法規制及び商習慣において高い必要性が見込まれるもの。輸入事業者等が独自に要求するものは対象としない。
7 外国出願費用助成	特許取得費、商標登録費、意匠登録費など海外における知的財産権の申請に係る費用 ◆申請・出願手数料、登録料 ◆代理人費用 ◆翻訳代、審査時の通訳雇用経費 ◆申請書類の作成費 ◆その他、国際機構が特に認める経費	5万円又は実費のいずれか低い額	※ 要領第2条に定める期間内に外国特許庁等へ出願を行い、受理されること。 ※ 更新のための経費は対象としない。

※ 「助成額」欄中、「実費」については、他の補助事業等を利用するなど補助対象経費の全部又は一部を会員以外の者が負担する場合は、補助対象経費から当該負担金額を控除した額とする。